

平成30年度

第7回岡山市男女共同参画専門委員会要旨

- 1 日 時 平成30年12月17日(月)午後3時10分～午後4時30分
- 2 場 所 岡山市役所本庁舎3階 第1会議室
- 3 出席委員 中塚委員長、角田委員、日笠委員、藤田委員、松井委員、光岡委員
- 4 出席職員 井上市民協働局次長  
(女性が輝くまちづくり推進課)  
逢澤参事、奥野参事監、祇園館長、岩井課長補佐、高村主査
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 事  
(1) 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正について  
(2) その他
- 7 配付資料  
資料 1 さんかく条例改正へのパブリックコメント・ワークショップ等での意見及び市の対応について  
資料 2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例新旧対照表
- 8 会議の状況  
議題 1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正について
  - ・配付資料を基に事務局から説明
  - ・市民文教委員会(議会)からの意見について  
「個性を認め合い」という文言を前文に加えてほしい。  
「社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、性別等にかかわらず、全ての人々が、互いにその人権を尊重しつつ**個性を認め合い**、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮されることが必要である。」

○ 主な意見

<前文について 「個性を認め合い」の文言追加について>

- ・「個性を認め合い」を加えてほしい、という理由は何か。  
→性的マイノリティの方自身のことだけではなく、周りにいる人が意識を変えていくことが大切という発想から、お互い相手を認めるという視点で「個性を認め合う」という文言を入れてほしい、という意見だった。人権の尊重は当たり前で、そこを一步進め、「個性を認め合う」という文言を入れることで、よりはっきりすると考え提案した。
- ・人権の条例であれば当然入れるべきだと思うが、性別にかかわることという意味で、趣旨としては性的マイノリティの方達とそうでない人達それぞれが個性を認め合うという意味か。
- ・提案の文章は、切れ目がなく長くてわかりづらい。
- ・提案の箇所に入れると、後段で「個性と能力が十分に発揮される」とあり、一つの文章の中で重複するのではないか。後段にまとめ、「個性を認め合い、個人の能力が十分に発揮され」としてはどうか。

- 「発揮する」は、個性と能力の両方に係っているもので、そこ入れるは難しい。
- ・「社会の対等な」の前で文章を切り、後段部分の主語がなくなるので、「また」でつないではどうか。  
「全ての人が**個性を認め合い**、互いにその人権を尊重し**なければならない**。また、社会の対等な構成員として」

#### <前文について 課題の追加について>

- ・前文に、前半の従来の男女共同参画の課題の後に「加えて～」と多様な性の課題を加えたことですっきりわかりやすくなった。

#### <パブコメ等意見の公表について>

- ・資料1については、この回答が公表されるのか。  
→資料1は、委員会の議事録として公表される。  
パブコメの意見についての回答は、今後別に市のHPにアップしていく。
- ・No.1の対応で、「男女に二分された性別の考え方を広げる」という部分が、二分された考え方を市民に広げていこう、という意味にも読めるので修正を。
- ・意見としては、「多くの方に賛同していただいた」というのがまずあったのでは。資料1は、それ以外の条例改正に関する修正としての意見だと思うが、これだけ見ると反対意見ばかりのように見える。  
→肯定的な意見も含めて、全体的に意見をまとめて公表する。

#### <性別の部分に係る定義について>

- ・性別・性別等の定義はこれでいいか。性別には性自認も含まれ並べるのはおかしいと思うが、仕方がないか。  
→性自認なども性別だと思うが、「元々男女の条例で多様な性を扱うことがわかりにくい」と言う意見があったので、あえて性別について、生物学的な性別とジェンダーがあるということをもまず付け加えて定義することで、従来からの男女共同参画の課題を明らかにした。  
さらに性自認・性的指向と順を追って書くことで合わせて2つの課題を示すといった意味もある。
- ・「性別等」の定義の中に、また「等」があるのはどうなのか。  
→性自認・性的指向ははっきりした方がいいと思うが、性自認・性的指向だけでは表せない、それ以外を等で表したい。
- ・「等」を使う以上は、何が含まれるかを認識しておかないといけない。
- ・パブコメには性表現がないという意見がある。
- ・「等」を「その他の性の要素」に変える方法もあるが、広く言えば「嗜好」についてもその中に入り、きりが無い。性自認・性的指向の二つを入れたのは当然だが、性別表現を列記するか「等」に含めるかの判断になる。  
→法務省が人権という視点で出しているパンフレット等では、性的指向と性自認。  
世田谷区は、性別等の定義を、「生物学的な性別及び性自認並びに性的指向をいう」としていて性表現は入れていない。
- ・性表現は「等」に入っているという認識でよい。

#### <その他>

- ・第22条「女性相談員」という表現や相談員が女性であることについて、特に男性から見ると、違和感がある。DVは男性が被害者の場合もある。売春防止法での文言で仕方がないとは思いますが、この条例改正では、男女を問わずに、と議論をしてきたのに、そこだけ女性というのはどうなのか。

→売春防止法については現状に合っていないということで国でも検討に入っている。国の動きを見守り、今回はこのままとしたい。

- ・「女性」をとってもいいのでは。  
→「女性相談員」は、福祉事務所の相談員のことで、こども福祉課の所属。
- ・第4条第3項「市は国、県と連携し」の「県」を、「岡山県」としてもいいのではないかと。第21条には「岡山県が設置する」とある。確認してほしい。

#### <まとめとして>

- ・事務局から：今回の意見を踏まえて微調整し、最終案を作り、議案として2月議会に上程する。
- ・委員長から：資料の意見だけだと、批判的な意見ばかりに見えるので、意見の公表に当たっては全体としては賛同していただいた、ということも明記してほしい。  
パートナーシップ等、具体的な施策の検討になると、ここの課だけでは難しいと思うので、人権担当等とも連携調整をお願いしたい。

## 2 その他

次回開催予定

日程：平成31年1月30日（水）15：00～

### 事務局の検討結果について

#### ・前文について

→委員会当日は協議の結果、前述（P.2、4行目）のようになりましたが、「互いに」が“認め合う”と“尊重する”の両方に係った方がよいのではないかと考えから、事務局で再検討した結果、以下のように修正します。

「全ての人が**互いに個性を認め合い、その人権を尊重しなければならない。また、**社会の対等な構成員として」

#### ・「県」の表現について

→第4条第3項「市は、国、**県**と連携し」は、広い意味で「県」という表現を用いています。一方で第21条第3項第2号「**岡山県**が設置する配偶者暴力相談支援センター」は、具体的に岡山県が設置した施設を指すことから、「岡山県」を用いており、そのままの表現とします。市の法務関係課にも確認しています。